あんしん保証株式会社御中
FAX番号　0570-002-440

あんしんプラス申込書

（トランクルーム・コンテナ・駐車場用）（立替払委託契約申込書）

私（申込者）は、別紙「個人情報の取り扱いに関する同意約款」および「立替払委託契約に関する規約（要約）」ならびに「賃貸保証委託契約に関する規約（要約）」に同意の上、あんしんプラス立替払委託契約の申込を致します。

お客様がご契約される会社名

あんしん保証株式会社
東京都中央区京橋1丁目11番8号
西銀MIDビル6階
TEL：0570-039-440　FAX：0570-002-440
※上記ナビダイヤルは、大阪市北区に着信し、着信地までの通信料はお客様のご負担となります。固定端末からのTEL・FAXご利用の場合は、最大で22.5秒ごとに10円（税別）の通信料がお客様のご負担となります。

申込日年月日	20　年　月　日	会員番号	7 8 7 6 0 1				申込区分	○ 新規	○ 物件移動	○ 物件追加

フリガナも必ずご記入ください。
外国籍の方は、本人確認書類通りにご記入ください。
派遣社員の方は派遣先をご記入ください。

代筆不可・代筆発覚時は契約無効となります。

申込者記入欄

氏名（自署）	フリガナ	性別	① 男 ② 女	生年月日	㊗昭和 ㊗平成　年　月　日
		固定電話	（　　）　－	
		携帯電話	（　　）　－	
申込時住所	〒	物件区分	① 自己所有　② 家族所有 ③ 社宅　④ 公営住宅 ⑤ 賃貸マンション　⑥ 借家 ⑦ アパート　⑧ 寮・下宿 ⑨ その（　　）	
配偶者	① 有 ② 無	本人含む同居家族（　　）人	居住年数	年　カ月
勤務先（自営称号）	フリガナ			
勤務先住所	〒			
電話	（　　）　－			
勤続年数	年　カ月	年収	万円	
営業内容				
職業区分	お勤めの方 ➡ ① 正社員 ② 公務員 ③ 自営業 ④ 契約社員 ⑤ 派遣社員 ⑥ パート・アルバイト 学生 ➡ ① 大学生 ② 短大生 ③ 専門学生 ④ 高校卒業予定者 その他 ➡ ① 主婦 ② 年金 ③ 無職 ④ 失業保険 ⑤ 生活保護 ⑥ その他（　　）			

賃貸借・立替払委託契約内容／月額賃料等・保証料（円）

① トランクルーム使用料						
② コンテナ使用料						
③ 駐車場使用料						
④ 共益費・管理費等						
⑤ その他固定費等						
⑥ 小計（①＋②＋③＋④＋⑤）						
⑦ 保証料（㊙＊＊＊＊＊％）			￥	5	0	0
毎月の支払総額（⑥＋⑦）						
初回保証料（⑥×100％）						

上記枠内のうち、①から⑤の中で
記載があるものに関し立替払をいたします。

未成年の方　●お申込者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。

親権者同意欄	氏名（自署）	フリガナ	
	電話	（　　）　―	続柄
	私は、申込者が申込を行うことについて親権者として同意します。また、記入内容が親権者同意欄の情報として貴社に登録されることに同意します。		年齢　歳

緊急連絡先

氏名	フリガナ		
住所	〒		
固定電話	（　　）　―	続柄	
携帯電話	（　　）　―	年齢	歳

※緊急連絡先には、本人・同居人以外の身内の方。審査時にあんしん保証社より確認のお電話をさせていただきます。

管理会社

提携契約番号　８００３２９００００３

株式会社オルテガ

TEL：090-9239-0979 FAX：020-4664-4400
【あんしん 東日本営業課　東京支店】　担当者名

仲介会社

あんしん保証株式会社からのお問合せ先は上記管理会社になります。
名称
TEL　　担当者名

物件

物件名称	フリガナ （　　号室）
物件住所	〒　都道府県　市区郡

【お申込者の方へ】
本申込書は正式契約前の申込書です。審査結果は上記管理会社・仲介会社へ通知いたします。当社が契約を承諾する場合は別途正式な契約手続きが必要となります。本申込書の記入内容と後日提出いただく契約書や確認資料等の内容が相違している場合や、お客様の状況が変化している場合は、本申し込みや審査結果の如何に関わらず、ご要望に添えない場合もございます。

【SMBC　C保証】

（2017年06月改定）

【個人情報の取り扱いに関する同意約款】

本契約の申込者（立替払委託契約申込法人及び同契約に係る連帯保証人を含む。以下、全員を指し、「申込者」という）は、立替払委託契約に限り、あんしん保証株式会社（以下、当社という）が、下記記載の各条項に従い、個人情報を取扱うことに同意いたします。

第1条（個人情報）

個人情報とは下記記載の各情報をいい、その情報を構成する氏名、住所、電話番号等個人を特定、識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。

①当社所定の立替払委託契約申込書、賃貸保証委託および立替払委託契約書、連帯保証契約書に記載された申込者の会社名、会社住所、設立日、資本金、年商、事業内容、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、家族構成、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、営業内容、所属部課、役職名、勤続年数、税込年収。支払口座、口座名義人。申込者の実家住所、実家電話番号。緊急連絡先の氏名、電話番号、申込者との続柄、年齢、住所、連絡可能時間。車両所有者の氏名または名称、車両使用者の氏名または名称、初年度登録年月、車台番号、有効期間の満了する日。本契約の申込者が本契約の委託者であることに相違ないことを確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証・健康保険証等に記載された本籍地を含む本人識別情報、賃貸借申込物件の使用目的を確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた登録事項証明等証明書等に記載された情報、または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。

②本契約に関する賃貸借申込物件の住所、物件名、賃料等の契約情報。

③本契約の締結後に当社が知りえる賃料支払状況等の取引情報。

④当社が知りえた申込者の付属情報。

⑤当社が知りえた緊急連絡先等の付属情報。

⑥本契約締結後に連絡、通知等を受け知りえた変更情報。

⑦申込者の本契約に関する滞納状況。

第2条（信用情報機関への登録と利用）

1. 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人情報機関に照会し、申込者の個人情報が登録されている場合には、申込者の支払能力・返済能力の調査のために当社がそれを利用することに同意します。
2. 申込者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関加盟会員より申込者の支払能力、返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約期間終了後５年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約期間終了後５年間

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、お問合わせ電話番号は、下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録、利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375　東京都新宿区西新宿 1-23-7　新宿ファーストウエスト 15 階
お問い合わせ先：0120-810-414
ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター（KSC）
〒100-8216　東京都千代田区丸の内 1-3-1
お問い合わせ先：03-3214-5020
ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町 41−1
お問い合わせ先：0120-441-481
ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

5. 上記3に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、下記のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー（CIC）
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証番号等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、および契約回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

第3条（個人情報の利用目的について）

申込者は、当社が下記の目的のため第1条の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の個人情報を利用することに同意します。

①支払能力を調査するため。
②当社と申込者との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
③当社の与信に係る商品およびサービスのご案内のため。
④当社内部における市場調査および分析並びにサービスの研究および開発のため。
⑤申込者の所在確認および連絡の返答を得るため。
⑥その他本契約に基づく一切の債務履行確保のため。

第4条（個人情報の第三者への提供および取得について）

1. 申込者は、当社が下記の範囲で第1条の各条項の個人情報を第三者に提供および第三者から取得することに同意します。

①申込者は、提供および取得する第三者の範囲を表記管理会社若しくは管理会社指定の仲介業者および本物件の賃貸人並びに甲が指定する収納代行業者、賃借人の同居人および緊急連絡先、緊急連絡先の同居家族、親権者、親権者の同居家族とすることに同意します。

②申込者は、当社が申込者からの申込みに基づく審査結果を表記管理会社もしくは管理会社指定の仲介業者および本物件の賃貸人並びに甲が指定する収納代行会社へ通知することに同意します。審査結果は、審査時点のものであり、契約時点で個人情報に著しい情報の変更や虚偽があった場合、本契約が不成立となっても申込者は異議を申しません。なお、申込者は、当社が審査結果の判定について、一切開示しないことに同意します。

③約款の変更
本約款は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

2. 申込者は、前項のほか、当社が下記①、②、③の範囲で個人データを第三者へ提供することにも同意します。なお、申込者が本項に定める第三者提供の停止を希望する場合、当社は遅滞なくこれを停止します。

①申込者は、提供する第三者の範囲を、アイフル株式会社およびその有価証券報告書に記載されている子会社ならびに公表している提供先（注）とすることに同意します。

②第三者に提供される情報の内容を、第1条に記載の情報とすることに同意します。

③利用する者の利用目的を、第2条に記載の各目的（この場合において、「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます。）のため、並びに、提供する第三者または提供する第三者以外の会社の「会社紹介」「現在または将来取扱う商品およびサービスのご案内」のため、とすることに同意します。
注：「アイフル株式会社の有価証券報告書に記載されている子会社」、「公表している提供先」は、アイフル株式会社のホームページ（http://aiful.jp）で公表しております。

第5条（個人情報の正確性）

当社は、ご提供いただいた個人情報を正確にデータ処理するように努めます。但し、ご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。

第6条（個人情報提供の任意性）

申込者は、本契約の利用目的に限定して必要な個人情報を当社に提供することに同意する。申込者から当社に特定の個人情報を提供いただけない場合、当社が本契約を拒否することがあることに申込者は同意します。

第7条（本契約の各条項に不同意の場合）

申込者が、本契約の各条項に不同意の場合、申込者は当社が本契約を拒否する場合があることに同意します。

第8条（個人情報の管理）

当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第9条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。申込者は、当社が当該データにつき何らの制限なく利用することに同意します。

第10条（契約不成立の場合）

本契約が不成立の場合でも本申込みをした事実は、上記第1条および第2条2①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条（個人情報取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての申込者の個人情報に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。
申込者の個人情報ご相談窓口電話：0120−561−440受付時間：9：00～18：00（土日祝日、当社指定休日は除く）
以上

※当社の「個人情報の取扱に関する宣言（プライバシーステートメント）」は、当社のホームページにより公表しています。
http://www.srgs.co.jp/

【立替払委託契約及び連帯保証契約に関する規約（要約）】

第1条（立替払いの範囲）

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と立替払委託契約の申込者（以下、乙という）は、乙が管理会社（以下、加盟店という）または賃貸人と締結する表記記載物件に係るトランクルーム・コンテナ・駐車場使用契約（以下、賃貸借契約という）に基づく乙の賃貸人に対する債務に関し、甲が、乙に代わって、立替払いの範囲について最大3ヶ月分の保証委託契約に関する規約（要約）に記載の保証範囲内のうち、明渡訴訟費用以外の賃料等の賃貸費用について立替払いすることに合意します。

第2条（締切日・支払日および支払方法）

1. 乙は、甲が立替払いした前条に定める金員および「更新保証料」「月額保証料」について、毎月甲所定の期日に締切り、当月26日・27日・28日・29日ないし翌月3日（指定金融機関により異なります。）に甲に支払うものとします。
2. 乙は、立替代払いによる支払金その他本契約に基づく乙の一切の支払債務について、乙が予め約定した甲の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、乙の金融機関との口座振替契約の解約等、振替口座の設定がされていない場合その他甲が特に指定した場合には、甲指定の金融機関口座へ支払うものとします。なお、支払日が金融機関休業日の場合、翌営業日とします。また、その際、乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。

第3条（立替払いの求償権と遅延損害金）

1. 乙が、前条に定める支払債務について前条の支払期日に遅延した場合、甲は乙に対し求償権を行使することができ、乙は、甲に対して、立替払金、その立替払いに要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年14．6%の割合による遅延損害金（年365日の日割り計算による）を支払うものとします。なお、遅延損害金の割合等について乙は甲に異議申し立てをしません。
2. 振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続き不備、残高不足等の理由により前条の口座振替手続きが不能となった場合、前項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として500円（消費税別）を支払うものとします。

第4条（連帯保証契約）

甲と連帯保証契約申込者（以下、丙という）は、以下のとおり合意します。
1. 丙は、前記立替払委託契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般及びそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
2. 丙は、乙の賃貸借契約の連帯保証人として、賃貸人に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

【賃貸保証委託契約及び連帯保証契約に関する規約（要約）】

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と、賃貸保証委託契約の申込者（以下、乙という）は、乙が管理会社（以下、加盟店という）または賃貸人と締結する表記記載物件に係るトランクルーム・コンテナ・駐車場使用契約（以下、賃貸借契約という）に基づく乙の賃貸人に対する債務に関する甲と乙の立替払委託契約（以下、立替払委託契約という）を締結したことにより、以下のとおり賃貸保証委託契約（以下、本契約という）も同時に締結されることについて合意します。

第1条（契約の成立）

本契約は、甲と乙との立替払委託契約が成立したことにより、同時に成立します。その後、乙は本契約書を甲に交付します。ただし、加盟店または賃貸人が本取引を開始するためには、甲所定の手続きが必要となり、同手続きが行われた日を本契約の開始日とします。なお、本契約を更新する際にも、同様の手続きが必要となります。

第2条（保証の範囲）

1. 甲は、賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務のうち、下記のいずれかに該当するものについて乙と連帯して、立替払委託契約に基づき立替払いされた金員およびその金員を超える債務に関し、保証債務を履行するものとします。なお、下記に定めた保証範囲のうち対象となる保証債務以外は全て対象外とします。ただし、賃貸人またはその代理人となる加盟店との間の保証契約書記載の保証の範囲と下記保証の範囲が異なる場合は、保証契約書記載の保証の範囲において保証するものとします。

保証範囲			
取扱対象物件		トランクルーム・コンテナ	駐車場
保証期間		明渡し完了まで	
保証項目		トランクルーム・コンテナ使用料（以下、月額賃料等という。）	駐車場使用料（以下、月額賃料等という。）
残置物処理費用		保証対象	保証対象
明渡し交渉		保証対象	
明渡し訴訟費用		保証対象	
明渡し遅延損害金		1ヶ月につき月額賃料等相当額	
賃貸人が賃貸借契約に基づく支払うべき費用	早期解約違約金	早期解約違約金は、賃貸借契約に基づく利用開始から1年未満は賃料の2ヶ月分、入居1年以上2年未満は賃料の1ヶ月分を限度として保証。以外は免責とする。	
	原状回復費用	賃貸人および甲が債務名義を取得できない原状回復費用は免責とする。	
	更新料	全額保証	

（注1）賃貸人が乙に対して一定期間賃料の支払いを免除した場合（フリーレント）、その期間の賃料は保証対象外とします。
（注2）戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害は免責とします。
（注3）火災、ガス爆発、自殺等賃借人の故意・過失行為によって生じた損害は免責とします。
（注4）賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したときは免責とします。

2. ①賃貸借契約上の賃借人として、乙の氏名が記載されていなかったときは、甲は前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。
②乙の甲に対する債務の保証人が乙の代表者である場合、その代表者の変更が生じたとき、乙が甲に代表者の変更を通知し、それに対する甲が書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

第3条（保証料）

1. 乙は、入居時および更新時に「賃貸保証委託契約書」表面の保証料欄AまたはB記載の保証料を甲に支払うものとします。
2. 賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務について、甲が加盟店または賃貸人に立替払いまたは保証債務の履行をした場合、乙は、前項の保証料とは別に、「賃貸保証委託契約書」表面の保証料率欄C記載の金額もしくはC記載の料率を立替内容および保証履行内容に乗じた金額を月額保証料として甲に支払うことに予め同意します。
3. 乙は、保証料が税制等の改正および経済情勢等の変動により変更されることに異議申し立てをしません。
4. 乙は、甲に対し、賃貸借物件を明け渡すまで、引き続き保証料を支払うことに予め同意します。
5. 甲は、乙から徴収した保証料の返金については理由の如何を問わず一切いたしません。

第4条（求償金）

1. 甲が、保証債務を履行したときは、甲は乙に対し求償金を行使することができ、乙は、甲に対してその保証債務額、保証債務履行に要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年14．6%の割合による遅延損害金（年365日の日割り計算による）を支払うものとします。なお、遅延損害金の割合等について、乙は甲に対し異議申し立てをしません。
2. 乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。
3. 乙が甲に対する求償金の支払を怠った場合、前々項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として500円（消費税別）を支払うものとします。

第5条（返済金の充当順序）

乙の返済した金額が本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、乙に対する何等の通知なく甲が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても乙は甲に対し異議申し立てをしません。

第6条（連帯保証契約）

甲と連帯保証契約申込者（以下、丙という）は、以下のとおり合意します。
1. 丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般及びそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
2. 丙は、乙の賃貸借契約の連帯保証人として、賃貸人に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

あんしん保証株式会社

【　お問い合わせ・ご相談窓口　】
本契約についてのお問い合わせおよびご相談については、下記あんしん保証株式会社にご連絡ください。

〈　本契約についてのお問い合わせ　〉
消費者ご相談窓口
〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目11番8号　西銀MIDビル6階
電話：0120−561−440
受付時間：9：00～18：00（土日祝日、当社指定休日は除く）